

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

〔 昭和 6 1 年 3 月 2 8 日 提出の証券取引法
第 2 4 条 第 3 項 に 基 づ く 報 告 書 の 添 付 書 類 〕

連結会計年度 自 昭和 5 9 年 1 月 1 日
至 昭和 5 9 年 1 2 月 3 1 日
自 昭和 6 0 年 1 月 1 日
至 昭和 6 0 年 1 2 月 3 1 日

大 蔵 大 臣 殿

昭和 6 1 年 4 月 2 8 日 提出

会 社 名 昭和 水 産 油 料 有 限 公 司

英 訳 名 SHOWA SUISEI OIL CO., LTD.

代 表 者 の 取締役会長 永 山 時 雄
役職・氏名



本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号 電話 番 号 東京 0 3 (5 8 0) 0 1 1 1 (大 代 表)

連 絡 者 経 理 部 長 田 村 輝 利

もよりの連絡場所 本 店 に 同 じ 電 話 番 号 本 店 に 同 じ

連 絡 者 本 店 に 同 じ

1. 本連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年10月30日大蔵省令第28号）」（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成した。

なお、本報告書の円金額の表示は百万円未満を切り捨てて記載した。

2. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、昭和60年12月期（自昭和60年1月1日・至昭和60年12月31日）の連結財務諸表について、青山監査法人および監査法人八重洲事務所の監査を受け、別紙のとおり監査報告書を受領した。

監 査 報 告 書

昭和シェル石油株式会社

代表取締役会長 永 山 時 雄 殿

作 成 日 昭和61年4月28日

事務所所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル

監査法人の名称 青 山 監 査 法 人

代表社員
公認会計士
関与社員

山 村 繁 次 

事務所所在地 東京都中央区京橋二丁目12番4号

監査法人の名称 監査法人 八 重 洲 事 務 所

代表社員
公認会計士
関与社員

川 合 幹 夫 

我々監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている昭和シェル石油株式会社の昭和60年1月1日から昭和60年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当り我々監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、連結純利益の21.1%を構成する持分法適用会社（西部石油株式会社）の財務諸表の監査は、他の監査人により実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記の事項を除いて、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

- (1) 退職給与引当金の現価方式による現価率について、当連結会計年度より、自己都合退職による期末要支給額の80%から55%に変更した。（連結会計方針に関する事項4-(4)参照）
- (2) タンク賃貸料の会計処理の方法について、当連結会計年度より、営業外収益に計上する方法から製造原価より控除する方法に変更した。（会計処理の方法の変更1参照）
- (3) 同業元売会社への製品売上（バーター取引）の会計処理の方法について、当連結会計年度より、売上高に計上する方法から売上原価より控除する方法に変更した。（会計処理の方法の変更2参照）

よって、我々監査法人は、上記の連結財務諸表が昭和シェル石油株式会社及び連結子会社の昭和60年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と我々監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	昭和 59 年 12 月 31 日 現在		昭和 60 年 12 月 31 日 現在	
	金 額	比 率	金 額	比 率
資 産 の 部				
I 流動資産		%		%
1. 現金及び預金	32,138		92,359	
2. 受取手形及び売掛金	136,500		297,174	
3. 非連結子会社及び関連会社受取手形及び売掛金	10,540		21,735	
4. 有価証券	140		5,430	
5. たな卸資産	159,924		264,978	
6. 前渡金	3,762		8,272	
7. 前払費用	2,358		5,755	
8. 短期債権 (注2)	28,670		7,811	
9. その他の流動資産	23,670		11,016	
10. 貸倒引当金	△ 1,341		△ 2,446	
流動資産合計	396,364	69.8	712,089	69.5
II 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 建物及び構築物 減価償却累計額	62,877 26,040	36.836	135,445 60,278	75.167
2. タンク 減価償却累計額	33,006 16,294	16.711	67,195 42,029	25.166
3. 機械及び装置 減価償却累計額	50,364 37,106	13.258	133,961 95,802	38.159
4. 車両運搬具 減価償却累計額	5,234 2,271	2.962	6,683 3,798	2.885
5. 土地		35.453		98.481
6. 建設仮勘定		4.548		12.189
7. その他の有形固定資産 減価償却累計額	3,209 2,267	941	6,627 4,779	1.847
有形固定資産合計	110,713	(19.5)	253,897	(24.8)
(2) 無形固定資産				
1. 借地権	185		542	
2. その他の無形固定資産	158		709	
無形固定資産合計	343	(0.1)	1,252	(0.1)
(3) 投資その他の資産				
1. 投資有価証券	19,135		25,580	
2. 非連結子会社及び関連会社株式	9,390		12,950	
3. 長期貸付金	29,016		5,065	
4. 非連結子会社及び関連会社長期貸付金	10		8	
5. 長期前払費用	1,466		4,514	
6. その他の投資その他の資産	1,268		8,057	
7. 貸倒引当金	△ 234		△ 1,485	
投資その他の資産合計	60,053	(10.6)	54,691	(5.3)
固定資産合計	171,110	30.2	309,841	30.2
III 繰延資産				
1. 開発費	—		3,366	
2. 新株発行費	—		14	
繰延資産合計	—	—	3,381	0.3
資産合計	567,474	100.0	1,025,312	100.0

(単位:百万円)

期 別 科 目	昭和 59 年 12 月 31 日 現在		昭和 60 年 12 月 31 日 現在	
	金 額	比 率	金 額	比 率
<u>負 債 の 部</u>		%		%
I 流 動 負 債				
1. 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	128,555		201,135	
2. 非連結子会社及び関連会社支払手形及び買掛金	6,099		33,036	
3. 短 期 借 入 金	207,666		473,129	
4. 未 払 金	38,718		80,919	
5. 非連結子会社 及び 関連会社未払金	6,857		10,873	
6. 未 払 法 人 税 等	205		937	
7. 未 払 事 業 税 等	68		171	
8. 未 払 費 用	6,506		13,311	
9. 非連結子会社及び 関連会社未払費用	2,616		3,940	
10. 賞 与 引 当 金	909		2,097	
11. そ の 他 の 流 動 負 債 (注1)	40,736		18,876	
流 動 負 債 合 計	438,939	77.4	838,430	81.7
II 固 定 負 債				
1. 長 期 借 入 金	97,990		109,107	
2. 退 職 給 与 引 当 金	9,656		25,230	
3. そ の 他 の 固 定 負 債	384		2,696	
固 定 負 債 合 計	108,031	19.0	137,034	13.4
III 少 数 株 主 持 分	960	0.2	3,153	0.3
負 債 合 計	547,931	96.6	978,619	95.4
<u>資 本 の 部</u>				
I 資 本 金	6,750	1.2	13,654	1.3
II 資 本 準 備 金	1,385	0.2	1,385	0.2
III 利 益 準 備 金	1,268	0.2	3,314	0.3
IV その他の剰余金	10,139	1.8	28,341	2.8
	19,543	3.4	46,695	4.6
V 自 己 株 式	0	0.0	△ 2	0.0
資 本 合 計	19,543	3.4	46,692	4.6
負 債 ・ 資 本 合 計	567,474	100.0	1,025,312	100.0

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日			自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日		
		金 額		比 率	金 額		比 率
I 売 上 高			1,060,440	100.0		2,004,761	100.0
II 売 上 原 価			991,285	93.5		1,897,744	94.7
売 上 総 利 益			69,154	6.5		107,017	5.3
III 販売費及び一般管理費							
1. 運 賃 諸 掛		25,781			45,537		
2. 人 件 費 (注1)		6,889			22,862		
3. 賃 借 料		4,802			12,858		
4. 減 価 償 却 費		3,387			8,396		
5. その他の経費 (注1)		7,185	48,046	4.5	14,358	104,012	5.2
営 業 利 益			21,108	2.0		3,004	0.1
IV 営業外収益							
1. 受取利息及び割引料		4,735			7,085		
2. 有価証券利息		338			1,448		
3. 受取配当金		330			497		
4. 為替差益		-			14,900		
5. タンク賃貸料 (注2)		1,617			-		
6. その他の営業外収益		1,742	8,764	0.8	3,343	27,275	1.4
V 営業外費用							
1. 支払利息及び割引料		22,813			39,627		
2. 売 上 割 引		1,831			7,939		
3. 為替差損		1,457			-		
4. その他の営業外費用		784	26,887	2.5	2,180	49,747	2.4
経 常 損 失			-	-		19,467	0.9
経 常 利 益			2,986	0.3		-	-
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益		927			2,227		
2. 投資有価証券売却益		-			8,012		
3. 貸倒引当金戻入額		12			368		
4. 委託精製契約解約金		-			11,000		
5. 退職給与引当金取崩益		-			3,015		
6. 受委託精製精算		1,727			-		
7. その他の特別利益		36	2,704	0.3	54	24,678	1.2
VII 特別損失							
1. 固定資産処分損		442			1,978		
2. 子会社債権消却		1,209			-		
3. その他の特別損失		-	1,652	0.2	89	2,068	0.1
税金等調整前当期純利益			4,038	0.4		3,142	0.2
法人税及び住民税			700			2,250	
少数株主損益			△ 109			△ 77	
連結調整勘定当期償却額			-			2	
持分法による投資損益			△ 299			△ 167	
当 期 純 利 益			2,927	0.3		645	0.0

(3) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日		自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日	
	金 額		金 額	
I その他の剰余金期首残高		7,350		10,139
II その他の剰余金増加高				
1. 連結子会社増加に伴うその他の剰余金増加額(注1)	367		824	
2. 持分法適用に伴うその他の剰余金増加額	139		-	
3. 合併により承継したその他の剰余金増加額(注2)	-	507	16,986	17,810
III その他の剰余金減少高				
1. 利益準備金繰入額	60		37	
2. 配当金	607	668	202	239
IV 当期純利益		2,927		645
V 為替調整勘定		22		△ 14
VI その他の剰余金期末残高		10,139		28,341

(注1) 当連結会計年度におけるその他の剰余金増加額は、合併により関連会社から子会社となった昭和四日市石油(株)の新規連結によるその他の剰余金の増加額である。

(注2) 当社がシェル石油(株)から引継いだその他の剰余金 15,331 百万円および昭和シェル船舶(株)がシェル船舶(株)から引継いだその他の剰余金 1,655 百万円である。

連結会計方針に関する事項

項 目	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日
1. 連結の範囲に関する事項	本連結財務諸表は、当社の子会社36社のうち重要な子会社3社を連結している。連結子会社は、香港昭石株式会社、東扇島オイルターミナル株式会社および昭石タンカー株式会社（昭和60年1月1日にシェル船舶株式会社と合併し、社名を昭和シェル船舶株式会社に変更した。）である。 なお、非連結子会社33社の連結会計年度の総資産、売上高および当期純損益の合計額は、それぞれ連結総資産の5.6%、連結売上高の7.8%および連結純損益の9.3%であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除いた。	本連結財務諸表は、当社の子会社56社のうち重要な子会社6社を連結している。連結子会社は、昭和四日市石油株式会社、東扇島オイルターミナル株式会社、昭和シェル船舶株式会社、昭和原油株式会社、昭和原油香港株式会社（香港昭石株式会社が昭和60年7月1日に社名を変更した。）および株式会社ライジングサンである。 シェル石油株式会社との合併により昭和四日市石油株式会社は75%、株式会社ライジングサンは100%所有の子会社となり、昭和原油株式会社は重要性が生じたため、これらの子会社を当連結会計年度から連結子会社とした。 昭和四日市石油株式会社は、従来50%所有の関連会社であったため、前連結会計年度は持分法を適用していた。 なお、昭石エンジニアリング株式会社ほか非連結子会社49社は、連結会計年度の総資産および売上高の合計額がそれぞれ連結総資産の4.0%および連結売上高の5.4%であり、かつ、非連結子会社の連結利益に対する影響も軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除いた。
2. 持分法の適用に関する事項	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（昭和56年4月22日大蔵省令第21号）に基づき、当連結会計年度から関連会社である昭和四日市石油株式会社および東亜石油株式会社に対する投資について持分法を適用した。 なお、昭石エンジニアリング株式会社ほか非連結子会社32社および株式会社ダイヤ昭石ほか関連会社6社の持分利益の連結利益に対する影響は軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、これらの投資については持分法を適用せず原価法により評価している。	関連会社である東亜石油株式会社および合併に伴い、新たに関連会社となった西部石油株式会社に対する投資について持分法を適用した。 なお、昭石エンジニアリング株式会社ほか非連結子会社49社および株式会社ダイヤ昭石ほか関連会社24社の持分利益の連結利益に対する影響は軽微であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、これらの投資については持分法を適用せず原価法により評価している。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項	連結子会社の決算日は、東扇島オイルターミナル株式会社および昭石タンカー株式会社は、12月31日で連結決算日と同一である。香港昭石株式会社は、9月30日であるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎として連結を行っている。	連結子会社の決算日は、昭和原油香港株式会社を除き12月31日で連結決算日と同一である。昭和原油香港株式会社の決算日は9月30日であるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎として連結を行っている。
4. 会計処理基準に関する事項		
(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として総平均法に基づく原価法により評価している。	同 左

項 目	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日
(2) 有価証券の評価基準 及び評価方法	移動平均法に基づく原価法により評価している。	同 左
(3) 有形固定資産の減価 償却の方法	法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準を採用しており、当社の川崎・新潟両製油所および鶴見グリース工場並びに東扇島オイルターミナル株式会社は定額法を、その他の事業所は定率法を採用している。	法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準を採用しており、当社の川崎・新潟両製油所ならびに鶴見グリース工場、東扇島オイルターミナル株式会社、昭和シェル船舶株式会社および昭和四日市石油株式会社は定額法を、その他は定率法を採用している。
(4) 重要な引当金の計上 基準 貸 倒 引 当 金	—	債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法に定める限度額を計上している。なお、法人税法の改正に伴い、繰入率を従来の $\frac{10}{1,000}$ から $\frac{8}{1,000}$ に変更した。この結果、従来の方法に比べて経常損失が 621 百万円減少し、税金等調整前当期純利益が同額増加している。
退職給与引当金	当社については、現価法により従業員の自己都合退職による期末要支給額の80%を、東扇島オイルターミナル株式会社および昭石タンカー株式会社は、従業員の自己都合退職による期末要支給額の40%を計上している。	原則として現価法により従業員の自己都合退職による期末要支給額の55%を計上している。但し、一部の連結子会社は期末要支給額の40%を計上している。 なお、当社については、従来は現価率を80%として計上していたが、合併に伴い、従業員の年令構成、予定勤続年数等の見直しを行った結果、当連結会計年度から現価率を55%に変更した。 この変更により、当連結会計年度の繰入額が従来の方法に比べて 1,401 百万円減少している。また、期首引当金超過額 3,015 百万円は取崩しを行った。 この結果、たな卸資産が 31 百万円、売上原価が 461 百万円、販売費及び一般管理費が 909 百万円夫々減少し、特別利益が 3,015 百万円増加したため、税金等調整前当期純利益が 4,386 百万円増加している。
(5) 外貨建資産・負債の 換算基準	外貨建ての短期金銭債権債務については、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第 46 号により、当期から決算時の為替相場による円換算額を付する方法から、取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付する方法に変更した。 なお、当期末日の為替相場による円換算額及び換算差額は次の通りである。	外貨建ての短期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付している。

項 目	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日																														
	<table><tr><th>科 目</th><th>外 貨 額</th><th>貸借対照表 計 上 額</th><th>決算時の為 替相場によ る円換算額</th><th>換 算 差 額</th></tr><tr><td>債</td><td>千米ドル 17,212</td><td>百万円 4,264</td><td>百万円 4,304</td><td>百万円 △ 39</td></tr><tr><td>権</td><td>千英ポンド 34</td><td>11</td><td>10</td><td>1</td></tr><tr><td>債</td><td>千米ドル 394,694</td><td>百万円 97,950</td><td>百万円 99,481</td><td>百万円 △1,531</td></tr><tr><td></td><td>千スイスフラン 13,000</td><td>1,258</td><td>1,272</td><td>△ 14</td></tr><tr><td>務</td><td>千豪州ドル 3,543</td><td>742</td><td>745</td><td>△ 3</td></tr></table>	科 目	外 貨 額	貸借対照表 計 上 額	決算時の為 替相場によ る円換算額	換 算 差 額	債	千米ドル 17,212	百万円 4,264	百万円 4,304	百万円 △ 39	権	千英ポンド 34	11	10	1	債	千米ドル 394,694	百万円 97,950	百万円 99,481	百万円 △1,531		千スイスフラン 13,000	1,258	1,272	△ 14	務	千豪州ドル 3,543	742	745	△ 3	
科 目	外 貨 額	貸借対照表 計 上 額	決算時の為 替相場によ る円換算額	換 算 差 額																												
債	千米ドル 17,212	百万円 4,264	百万円 4,304	百万円 △ 39																												
権	千英ポンド 34	11	10	1																												
債	千米ドル 394,694	百万円 97,950	百万円 99,481	百万円 △1,531																												
	千スイスフラン 13,000	1,258	1,272	△ 14																												
務	千豪州ドル 3,543	742	745	△ 3																												
5. 投資勘定と資本勘定との 相殺消去に関する事項	香港昭石株式会社および昭石タンカー株式会 社は、設立時より 100%子会社であり、また、 東扇島オイルターミナル株式会社は、設立時よ り 52%で、持分の異動がないため、連結調整 勘定は発生していない。	昭和四日市石油株式会社は、投資勘定と資本 勘定の相殺消去を段階法により行った。投資勘 定の消去差額のうち原因分析により他の科目に 振りかえられない額は僅少のため、発生年度に一 括償却している。 なお、東扇島オイルターミナル株式会社は 52 %の所有、その他の連結子会社は 100% 所有の 子会社で、ともに連結調整勘定は発生していな い。																														
6. 未実現損益の消去に関す る事項	連結会社間の資産の売買等に伴う未実現損益 は、金額が僅少であるため消去していない。 また、減価償却資産の取引はない。	昭和四日市石油株式会社との取引により生じ た未実現損益は全額消去し、少数株主持分に対 応する部分は、その持分比率に相当する金額を 少数株主持分に負担させている。 その他連結会社間の資産の売買等に伴う未実 現損益は、金額が僅少であるため消去していな い。 なお、減価償却資産の取引はない。																														
7. 在外連結子会社の財務諸 表項目の換算に関する事 項	在外連結子会社の財務諸表項目の円貨への換 算は、「外貨建取引等会計処理基準（昭和 54 年 6 月 26 日企業会計審議会報告）」に基づく決算 日レート法によっている。	同 左																														
8. 利益処分項目等の取扱い に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分ま たは損失処理について、連結会計年度中に確定 した利益処分または損失処理に基づいて作成し ている。	同 左																														
9. 法人税等の期間配分の処 理に関する事項	税効果会計（法人税等の期間配分の処理）は 適用していない。	同 左																														

会計処理の方法の変更

自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日
	1. タンク賃貸料2,463百万円は、従来、営業外収益のタンク賃貸料として処理していたが、合併後の処理方法を統一し、かつ、より取引の実態に適合した処理方法にするため、当連結会計年度から製造原価より控除する方法に変更した。 この変更により、従来の方法に比べて、たな卸資産が241百万円、売上原価が2,222百万円、営業外収益が2,463百万円夫々減少したため、経常損失が241百万円増加し、税金等調整前当期純利益が241百万円減少している。 2. 同業元売会社への製品売上（バーター取引）401,370百万円は、従来、売上高として表示していたが、合併後の表示方法を統一し、かつ、より取引の実態に適合した表示にするため、当連結会計年度から売上原価より控除する方法に変更した。 この変更による税金等調整前当期純利益への影響はない。 なお、前連結会計年度のバーター取引の売上高は207,819百万円である。

注 記 事 項

(連結貸借対照表)

昭和 59 年 12 月 31 日 現 在	昭 和 60 年 12 月 31 日 現 在
(注 1) その他の流動負債には、為替換算調整勘定 18 百万円が含まれている。	(注 1) その他の流動負債には、為替換算調整勘定 239 百万円が含まれている。
(注 2) 58 年 12 月期までその他の流動資産に算入していた短期債権を 59 年 12 月期より区分掲記することとした。 なお、58 年 12 月期の短期債権は 25,397 百万円である。	(注 2) —

(連結損益計算書)

自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日
(注 1) 1. 賞与引当金繰入額 568 百万円 2. 退職給与引当金繰入額 726 百万円	(注 1) 1. 賞与引当金繰入額 1,517 百万円 2. 退職給与引当金繰入額 3,762 百万円
(注 2) 58 年 12 月期までその他の営業外収益に算入していたタンク賃貸料を 59 年 12 月期より区分掲記することとした。 なお、58 年 12 月期のタンク賃貸料は 1,349 百万円である。	(注 2) 会計処理の方法の変更 1. 参照

(1株当たり情報)

	自 昭和 59 年 1 月 1 日 至 昭和 59 年 12 月 31 日	自 昭和 60 年 1 月 1 日 至 昭和 60 年 12 月 31 日
1 株当りの純資産額	144.8 円	171.0 円
1 株当りの当期純利益	21.7 円	2.4 円